

(設置)

第 1 条 社会体育の振興と若者定住化を図ることと、後続企業の促進や就労者の福利厚生に供するため、北秋田市松ヶ丘グラウンド(以下「松ヶ丘グラウンド」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北秋田市松ヶ丘グラウンド	北秋田市川井字松石殿 1 番地の 270

(使用時間)

第 3 条 松ヶ丘グラウンドの使用時間は、午前 6 時から午後 6 時までとする。

2 市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 第 1 項及び前項の使用時間には、実際に使用する時間のほか、その準備、原状回復及び清掃に要する時間を含むものとする。

(使用許可)

第 4 条 松ヶ丘グラウンドを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、松ヶ丘グラウンドの管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしない。

(1) 公安又は風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設又は附帯設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) その他松ヶ丘グラウンドの管理上支障があると認められるとき。

(使用の制限)

第 5 条 市長は、松ヶ丘グラウンドの管理上特に必要と認めるときは、許可を取り消すことができる。

2 前項の規定により使用許可を取り消した場合等において、前条第 1 項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(遵守事項)

第 6 条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 施設及び設備を損傷し、又は汚損しないこと。

(2) 許可なく張り紙、広告物等を表示しないこと。

(3) 指定された場所以外に自動車等を乗り入れ、又は駐車しないこと。

(4) 許可なく施設内で寄附行為、物品の販売及び飲食物を提供しないこと。

(5) 許可を受けたもののほか、所定の場所に備え付けた物件を移動しないこと。

(6) 前各号に定めるもののほか、市長の指示に従わず、秩序を乱す行為をしないこと。

(原状回復義務)

第 7 条 使用者が松ヶ丘グラウンドの使用を終了したときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償義務)

第 8 条 使用者は、松ヶ丘グラウンドの施設若しくは附帯設備を損傷し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の合川町多目的グラウンド設置条例(昭和 62 年合川町条例第 13 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。